

子どもの笑顔を守るための 地域ネットワーク「要保護児童対策地域協議会」



児童相談所や市町村で対応する児童虐待件数は年々増加し、虐待によって子どもが命を奪われる事件が後を絶ちません。

今回は、児童虐待とその対応について紹介します。

●「しつけ」と称する体罰も虐待に

虐待には、「身体的虐待」「殴る、たたくなどの行為」、「性的虐待」(子どもへの性的行為など)、「ネグレクト」(育児放棄など)、「心理的虐待」(子どもの面前での暴力・暴言など)があります。

このように虐待にも様々な種類があり、保護者に全く自覚がなくても虐待になる場合がありますので、理解を深めることが重要です。

令和2年4月からは、児童虐待防止法が改正され、保護者による体罰が禁止され、保護者が子どもやしつけと称して行う体罰も虐待となることが明確となり、児童虐待防止に向けての体制が一層強化されました。

●児童虐待への対応

児童虐待への対応は、市(子ども発達支援センター)と児童相談所(飛騨子ども相談センター)がそれぞれの役割のもと、関係機関とともに連携・協働しながら対応しています。

また、市では今年4月に母子健康包括支援センターを設置し、乳幼児期における包括的な支援体制の充実を図るとともに、子ども発達支援センターと連携をとって、児童虐待の早期発見に努めています。

●要保護児童対策地域協議会の活動

市では児童虐待などで保護を必要とする児童、養育が不適切なために支援を必要とする児童に対し支援を行う、高山市要保護児童等対策地域協議会(以下「要対協」)を設置しています。要対協は複数の機関で構成する法定化された子どもを守る地域ネットワークです。

要対協では、虐待を受けて保護や支援を必要とする児童のほか、出産後の養育に不安を抱き、特に支援が必要と認められる妊婦への支援も行っています。また、高山市では障がい児も対象に含め、子どもを虐待から守る、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが安全安心に暮らせる地域を目指し、活動しています。

●児童虐待の早期発見・早期支援に向けて

児童虐待などを早期発見・早期支援していくためには、要対協の

活動だけではなく、地域で子どもを見守る・子育てを支えるという、地域が一体となった取り組みが重要となります。

虐待は特別な家庭に限った問題ではなく、どの家庭にも起こりうる可能性があります。地域の方々の一人ひとりが意識していただくことで、子どもの笑顔を守る活動のひとつにつながります。

児童虐待を発見した場合は、通告する義務が規定(児童福祉法第二十五条)されています。虐待?と疑いを持ったら、迷わず関係機関へご連絡ください。

通告先

- 子ども発達支援センター
(要保護児童等対策地域協議会 事務局)
☎35-3179 (平日)
32-3333 (夜間、休日)
- 飛騨子ども相談センター
☎32-0594
- 全国共通ダイヤル ☎189
- 高山警察署 ☎110



児童扶養手当現況届

児童扶養手当とは、父子家庭や母子家庭などの生活の安定と自立を助け、子どもの心身の健やかな成長のために支給されるものです。

手当を受けるためには、必要な書類を添えて市へ申請する必要があります(所得制限あり)。

現在、手当を受給されている方には、「現況届」の案内をお送りしますので、**8月31日(月)まで**に手続きをお願いします。



子育て ワンポイントアドバイス

プラスのメッセージを伝える

幼児は、何がよい行動か、自分ではわからないことが多いので、大人が褒めることで「これは褒められる行動なんだ」と認識します。褒められるとうれしくて、もっと褒められたいという思いから、プラスの行動が増えていきます。

大切なのは褒め言葉をかけることではなく、プラスのメッセージを伝えること「子どもが『自分は大切にされている』という思いになれることです。抱きしめる、失敗したときに「頑張ったね」ということでもよいのです。また、子どもが作った物を部屋に飾っておくということも、プラスのメッセージとして子どもに伝わります。

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

【基本給付】1世帯5万円、第2子以降3万円/人 【追加給付】1世帯5万円
新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、臨時特別給付金を支給します。※詳しくはお問い合わせください。問合 子育て支援課 ☎ 35-3140